

2020年度 成城大学聴講生出願要項

成城大学

1. 出願資格

【大学学部で開設される授業科目を聴講する場合】

高等学校卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等以上の学力があると学部で認めた者。

【大学院研究科で開設される授業科目を聴講する場合】

大学卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等以上の学力があると研究科で認めた者。

2. 聴講科目

- 1) 1年間で聴講できる科目数の上限は5科目です。
半期週1回の授業は0.5科目と数え、「半期科目(週1回授業が行われるもの)」1科目の聴講料が適用されます。
- 2) 「学部開設科目」は本学学生の学習を妨げない場合に限り、聴講することができます。
- 3) 「研究科開設科目」は本学大学院生の学習を妨げない場合に限り、**博士課程前期**の授業科目に限って受講することができます。
- 4) 出願可能科目は「聴講生対象科目一覧表」に記載されています。
- 5) 本学学生・大学院生の履修者がいない場合等、希望する科目が開講されない場合があります。また、授業科目担当者が変更となる場合があります。

3. 出願手続

①出願期間

3月16日(月)～3月24日(火)

(3月23日(月)は学位記授与式のため出願受付は行っておりません)

受付時間 平日9:00～16:30 土曜日9:00～13:00 (日曜日、祝日を除く)

※出願は原則3月のみですが、4月に聴講を許可された場合のみ、9月に後期開講の授業科目の追加出願ができます。詳細は7月中旬に掲示します。

※本学学生・大学院生の履修者がいない場合や、その他やむを得ない事情により希望する科目が開講されない場合を含め、出願期間以降は、新たな科目の出願は認めません。

②出願場所

成城大学1号館 教務部教務課

③出願書類

- 1) 聴講願書(本学所定のもの、写真貼付のこと)
写真は聴講生証に使用するため、撮影3カ月以内の**証明写真**に限ります(スナップ写真不可)。
- 2) 最終学校卒業証明書(原本)または修了証明書(原本)
2019年度聴講生で継続して出願する場合は不要です。
- 3) 住民票または身分を証明するもの(運転免許証・パスポート・各種健康保険証・個人番号カード等)の写し
※最終学校卒業または修了後に改姓し、証明書記載の氏名と現在の氏名が異なる方は、3)の書類で新旧の氏名が確認できない場合、別途、確認のできる書類(戸籍抄本の写し等)が必要となる場合があります。

④選考料

15,000円

出願と同時に選考料を納入してください。

学部と研究科の授業科目を同時に出願する場合も、選考料は15,000円となります。

本学卒業生は免除されます。

※いったん納入した選考料は、いかなる理由があっても返還しません。(ただし、本学学生の履修者がいない場合等、希望する科目が開講されないことにより、1科目も聴講できなくなった場合を除きます。)

⑤削除申請

4月8日(水)～4月14日(火)

上記期間中は、出願した科目について削除の申請ができます。希望する場合は、教務課に申請してください。

※削除申請期間以降は、出願科目の変更・削除は認めません。

4. 選考

出願があった科目の開設学部・研究科教授会において書類審査を行います。

(必要に応じて、授業科目担当者の面接等を行うことがあります)

5. 許可通知

選考結果の通知は、4月下旬に、聴講願書に記載された宛先に郵送します。

なお、聴講を許可された場合は、許可通知、聴講料振込書等を併せて送付します。

6. 聴講料

1科目あたり	通年科目	30,000円
	半期科目（週2回授業が行われるもの）	
	半期科目（週1回授業が行われるもの）	15,000円

※いったん納入した聴講料はいかなる理由があっても返還しません。（ただし、本学学生の履修者がいない場合等、希望する科目が開講されないことにより、聴講できなくなった場合を除きます。）

7. 登録手続

- 1) 聴講を許可された科目につき、定められた期間中に聴講料をお振込みください。
※期日までに納入されない場合は、聴講を放棄したものとみなします。
- 2) 聴講料振込みの後、教務課にて聴講生証をお受け取りください。

8. その他

- 1) 許可された科目以外の授業の聴講は認めません。
- 2) 聴講生として不適当と認められたときは、聴講許可を取り消すことがあります。
- 3) 聴講生には、本学の諸規則を準用します。
- 4) 聴講生証は、大学構内においては常時携帯してください。
- 5) 原則として定期試験は行いません。
ただし、授業出席日数が3分の2以上あり、かつ授業科目担当者の許可がある場合は、本学正規学生と同様に試験を受けることができます。なお、この場合も単位の付与は行いません。
- 6) 願い出により「聴講生在籍証明書」を発行します。
- 7) 本制度の聴講生として在留資格の変更・期間更新等の申請をすることはできません。

（個人情報の取扱いについて）

出願および登録手続において取得した個人情報は、書類審査および授業の運営等に係る業務にのみ使用します。

（問い合わせ先）

成城大学教務部教務課

〒157-8511 世田谷区成城6-1-20

TEL 03-3482-9045

FAX 03-3482-9620

E-mail kyomubu@sei-jo.ac.jp